

議案第170号

さいたま市産業振興ビジョン審議会条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市産業振興ビジョン審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市産業振興ビジョン審議会条例の一部を改正する条例

さいたま市産業振興ビジョン審議会条例（平成25年さいたま市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(組織) 第2条 審議会は、委員 <u>15</u> 人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1)・(2) [略] <u>(3) 公募による市民</u> <u>(4) [略]</u>	(組織) 第2条 審議会は、委員 <u>10</u> 人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1)・(2) [略] (3) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(さいたま市雇用対策推進計画審議会条例の廃止)
- 2 さいたま市雇用対策推進計画審議会条例（平成25年さいたま市条例第30号）は、廃止する。
(さいたま市観光振興ビジョン審議会条例の廃止)
- 3 さいたま市観光振興ビジョン審議会条例（平成25年さいたま市条例第31号）

は、廃止する。

（さいたま市国際化推進基本計画審議会条例の廃止）

- 4 さいたま市国際化推進基本計画審議会条例（平成25年さいたま市条例第32号）は、廃止する。